

資 料 編

- 資料 1 富山県と国立大学法人富山大学との連携に関する協定書
- 資料 2 高岡市と国立大学法人富山大学芸術文化学部との連携に関する協定書
- 資料 3 京都市立芸術大学大学院美術研究科 6 専攻修了生の就職実績
- 資料 4-1 芸術文化学研究科の構想図
- 資料 4-2 教育課程において修得させる能力と科目の関係
- 資料 5 学生の将来の進路に合わせた履修モデル
- 資料 6 修了までのスケジュール（標準パターン）
- 資料 7 富山大学の研究活動における不正防止に関する規則
- 資料 8 富山大学高岡キャンパスの見取り図
- 資料 9 芸術文化学部における就職支援事業の実績（平成21年度）
- 資料 1 0 芸術文化学研究科の授業時間割（案）

資料1 富山県と国立大学法人富山大学との連携に関する協定書

富山県と国立大学法人富山大学との連携に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と国立大学法人富山大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 県内経済の活性化に関すること。
- (2) 教育や人材の育成に関すること。
- (3) 地域振興・まちづくりに関すること。
- (4) 芸術文化の振興に関すること。
- (5) 科学技術の振興に関すること。
- (6) 医薬学研究の振興に関すること。
- (7) 地域医療・看護の充実に関すること。
- (8) 国際交流の推進に関すること。
- (9) 防災対策の充実に関すること。
- (10) その他連携を推進するために必要な事項

（連携推進会議）

第3条 甲と乙の連携を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

（疑義の決定）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

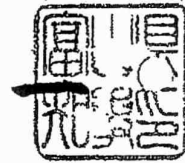
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成17年11月1日

甲 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事

石井 隆



乙 富山市五福3190番地

国立大学法人富山大学長

西頭 徳五



資料2 高岡市と国立大学法人富山大学芸術文化学部との連携に関する協定書

高岡市と国立大学法人富山大学芸術文化学部との連携に関する協定書

高岡市(以下「甲」という。)と国立大学法人富山大学芸術文化学部(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、地域のより一層の飛躍・発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 芸術文化の振興に関すること。
- (2) 地域振興・まちづくりに関すること。
- (3) デザイン・工芸産業の振興に関すること。
- (4) 教育や人材育成に関すること。
- (5) 国際的な芸術文化交流の推進に関すること。
- (6) 防災対策の充実に関すること。
- (7) その他連携を推進するために必要な事項に関すること。

(連携推進会議)

第3条 甲と乙の連携を円滑に推進するため、連携推進会議を置く。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲と乙が協議の上、別に定める。

(疑義の決定)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定する。

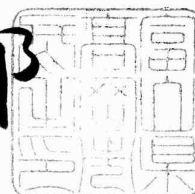
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成 19年 11月 9日

甲 高岡市広小路7番50号

高岡市長

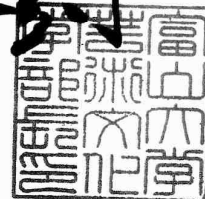
橋 慶一郎



乙 高岡市二上町180番地

国立大学法人富山大学
芸術文化学部長

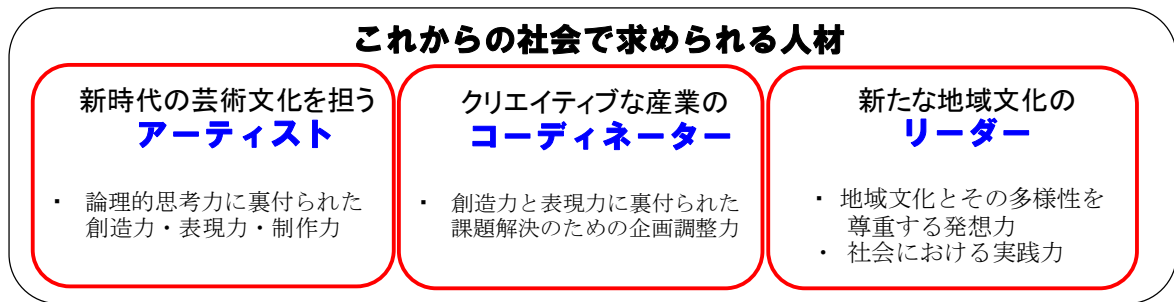
前田 一穂



資料3 京都市立芸術大学大学院美術研究科6専攻修了生の就職実績

添付略

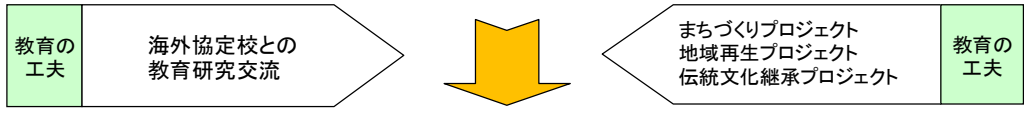
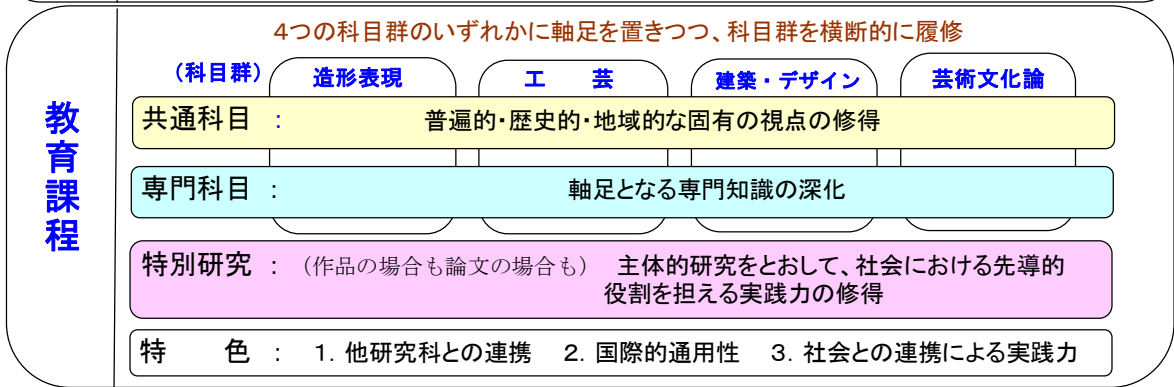
資料 4-1 芸術文化学研究科の構想図



研究科の設置目的
 これからの社会において、学芸の深化を実現させる教育研究をとおし、芸術の成果を活用して心豊かな地域文化を創生する先導的役割を担う人材を養成することによって社会の創造性を強化する。

教育目標
 伝統文化を起点としたものづくりの体系を深め、国際的視座に立ち、普遍的・歴史的・地域的な固有の視点と専門知識の深化及び地域の諸問題に対する実践的な教育研究を行う。

付 能 与 力 す る	<ol style="list-style-type: none"> ① 文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ② 芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 ③ 芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 ④ 課題解決にむけた具体的な企画調整力 ⑤ 地域文化とその多様性を尊重する発想力 ⑥ 社会における先導的役割を担える実践力
--	--



心豊かな地域文化の創生を担う高度な人材養成

アーティスト、コーディネーター、リーダーと称される3種の人材像に象徴される高度な能力をもった人材

修了後の進路 美術家、工芸家、アートディレクター、美術科教員
 環境デザイナー、コンサルタント、企業の企画調整担当者
 地方公共団体・NPO法人の専門職員、プロデューサー、学芸員 など

資料4-2 教育課程において修得させる能力と授業科目の関係

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			修得させる能力						
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	① 思考力 文化や価値観の理解と論理的	② 創造力 芸術的成果を具現化する能力	③ 技術力 芸術的成果を伝統技術に立脚して制作力	④ 課題解決力 課題の解決に企画調整力	⑤ 想像力 地域文化とその発展	⑥ 実践力 社会的役割を担える先導	
															6
共通科目	<造形表現> 造形表現特論	1 前		2					○	●					
	<工芸> 工芸技術特論	1 前		2					○		●				
	<建築・デザイン> デザイン学特論	1 前		2					○	○		●			
	<芸術文化論> 芸術文化学特論	1 前		2					●						
	人間学特論(1)	1 前		2					●						
	日本伝統造形史特論	1 前		2					○				●		
	国際文化関係特論	1 前		2					○					●	
	グローバル文化特論	1 前		2					○					●	
	地域システム特論	1 前		2					○					●	
	小計(9科目)	-	6	18	0										
専門科目	<造形表現> 平面表現特別演習A	1 前		2						●		○			
	平面表現特別演習B	1 後		2						●		○			
	平面表現特別演習C	2 前		2						●		○			
	平面表現特別演習D	2 前		2						●		○			
	立体表現特別演習A	1 前		2						●		○			
	立体表現特別演習B	1 後		2						●		○			
	立体表現特別演習C	2 前		2						●		○			
	立体表現特別演習D	1 後		2						●		○			
	像情報処理特論	2 前後		2		○				●					
	デジタルアート特論演習	1 後		2			○			●					
	<工芸> 漆工芸特別演習A	1 前		2						○		●			
	漆工芸特別演習B	1 後		2						○		●			
	漆工芸特別演習C	2 前		2						○		●			
	漆工芸特別演習D	2 前		2						○		●			
	木材工芸特別演習A	1 前		2						○		●			
	木材工芸特別演習B	1 後		2						○		●			
	木材工芸特別演習C	2 前		2						○		●			
	金属工芸特別演習A	1 前		2						○		●			
	金属工芸特別演習B	1 後		2						○		●			
	金属工芸特別演習C	2 前		2						○		●			
	<建築・デザイン> デザインマネジメント特論演習	2 前		2							○		●		
	デザイン特別演習A	1 前		2							○		●		
	デザイン特別演習B	1 後		2							○		●		
	デザイン特別演習C	2 前		2							○		●		
	建築設計特論	1 前		2		○							○		
	建築設計特論演習A	1 前		2			○						○		
	建築設計特論演習B	1 後		2									○		
	建築設計特論演習C	2 前		2									○		
	木質構造特論	1 後		2		○							○		
	木質構造特論演習	2 前		2									○		
<芸術文化論> 美学特論演習Ⅰ	1 前		2						●						
美学特論演習Ⅱ	1 後		2						●						
都市・建築学特論演習	1 後		2						○			●			
伝統芸能特論	1 前		2		○							●			
伝統芸能特論演習	1 後		2						○			●			
日本伝統造形史特論演習	1 後		2						○			●			
国際文化関係特論演習	1 後		2						○			●			
グローバル文化特論演習	1 後		2						○			●			
小計(38科目)	-	0	76	0											
特別研究	課題研究Ⅰ	1 通	4												●
	課題研究Ⅱ	2 通	4												●
	小計(2科目)	-	8	0											
合計(49科目)	-	14	94	0											

(注)「修得させる能力」の欄においては、●は主に修得させる能力、○は副に修得させる能力を示す。

資料5 学生の将来の進路に合わせた履修モデル

(履修科目：黒字：主として修得すべき能力に対応する科目
青字：副として修得すべき能力に対応する科目)

履修モデル1

修了後の進路	アートディレクター （新時代の芸術文化を担うアーティストの能力をもった人材）
修得すべき能力	<p>主として ①文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ②芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 ⑥社会における先導的役割を担える実践力</p> <p>副として ④課題解決にむけた具体的な企画調整力 ⑤地域文化とその多様性を尊重する発想力</p>



学年	学期	研究指導プログラム	履修科目 (無印：選択，○：選択必修，◎：必修)	修得する能力
1 年次	前学期	4月 主指導教員及び副指導教員の決定 主指導教員・小委員会による履修指導・生活指導 研究実施計画書の作成	○造形表現特論 ○デザイン学特論 ○日本伝統造形史特論 平面表現特別演習A 立体表現特別演習A (計10単位)	芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 課題解決にむけた具体的な企画調整力 地域文化とその多様性を尊重する発想力
	後学期	10月 研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 3月 課題研究Ⅰの成果発表会、研究実施計画書の修正	デジタルアート特論演習 平面表現特別演習B 立体表現特別演習B ◎課題研究Ⅰ(通年) (計10単位)	芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 社会における先導的役割を担える実践力
2 年次	前学期	4月 作品制作の概要提出	国際文化関係特論 グローバル文化特論 デザインマネジメント特論演習 (計6単位)	文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 地域文化とその多様性を尊重する発想力 課題解決にむけた具体的な企画調整力
	後学期	10月 作品制作の中間発表会 1月 作品・副論文の提出 2月 作品・副論文の最終発表会及び審査	◎課題研究Ⅱ(通年) (計4単位)	社会における先導的役割を担える実践力

注：下線の授業科目は、他研究科所属教員の開設科目

履修モデル2

修了後の進路	漆工芸家 （新時代の芸術文化を担うアーティストの能力をもった人材）
修得すべき能力	<p>主として ①文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ③芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 ⑥社会における先導的役割を担える実践力</p> <p>副として ②芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 ⑤地域文化とその多様性を尊重する発想力</p>



学年	学期	研究指導プログラム	履修科目 (無印：選択, ○：選択必修, ◎：必修)	修得する能力
1 年次	前学期	4月 主指導教員及び副指導教員の決定 主指導教員・小委員会による履修指導・生活指導 研究実施計画書の作成	○造形表現特論 ○工芸技術特論 ○日本伝統造形史特論 漆工芸特別演習A 木材工芸特別演習A (計10単位)	芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 地域文化とその多様性を尊重する発想力
	後学期	10月 研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 3月 課題研究Ⅰの成果発表会、研究実施計画書の修正	デジタルアート特論演習 漆工芸特別演習B 木材工芸特別演習B ◎課題研究Ⅰ(通年) (計10単位)	芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 社会における先導的役割を担える実践力
2 年次	前学期	4月 作品制作の概要提出	国際文化関係特論 漆工芸特別演習C 漆工芸特別演習D (計6単位)	文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力
	後学期	10月 作品制作の中間発表会 1月 作品・副論文の提出 2月 作品・副論文の最終発表会及び審査	◎課題研究Ⅱ(通年) (計4単位)	社会における先導的役割を担える実践力

注：下線の授業科目は、他研究科所属教員の開設科目

履修モデル3

修了後の進路	環境デザイナー （クリエイティブな産業のコーディネーターの能力をもった人材）
修得すべき能力	主として ①文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ④課題解決にむけた具体的な企画調整力 ⑥社会における先導的役割を担える実践力 副として ②芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 ⑤地域文化とその多様性を尊重する発想力



学年	学期	研究指導プログラム	履修科目 (無印：選択, ○：選択必修, ◎：必修)	修得する能力
1 年 次	前 学 期	4月 主指導教員及び副指導教員の決定 主指導教員・小委員会による履修指導・生活指導 研究実施計画書の作成	○デザイン学特論 ○日本伝統造形史特論 建築設計特論 デザイン特別演習A 建築設計特論演習A (計10単位)	課題解決にむけた具体的な企画調整力 地域文化とその多様性を尊重する発想力
	後 学 期	10月 研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 3月 課題研究Ⅰの成果発表会、研究実施計画書の修正	デジタルアート特論演習 デザイン特別演習B 建築設計特論演習B ◎課題研究Ⅰ（通年） (計10単位)	芸術の成果を具体的に表現できる創造力・表現力 課題解決にむけた具体的な企画調整力 社会における先導的役割を担える実践力
2 年 次	前 学 期	4月 学位論文等の概要提出	○国際文化関係特論 デザインマネジメント特論演習 デザイン特別演習C (計6単位)	文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 課題解決にむけた具体的な企画調整力
	後 学 期	10月 学位論文等の中間発表会 1月 学位論文等の提出 2月 学位論文等の最終発表会及び審査	◎課題研究Ⅱ（通年） (計4単位)	社会における先導的役割を担える実践力

注：下線の授業科目は、他研究科所属教員の開設科目

履修モデル4

修了後の進路	地方自治体の地域振興部門の専門職員 （新たな地域文化のリーダーの能力をもった人材）
修得すべき能力	主として ①文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ⑤地域文化とその多様性を尊重する発想力 ⑥社会における先導的役割を担える実践力 副として ④課題解決にむけた具体的な企画調整力



学年	学期	研究指導プログラム	履修科目 (無印：選択, ○：選択必修, ◎：必修)	修得する能力
1 年次	前学期	研究手法の確立に向けた指導 4月 主指導教員及び副指導教員の決定 主指導教員・小委員会による履修指導・生活指導 研究実施計画書の作成	○デザイン学特論 ○芸術文化学特論 ○日本伝統造形史特論 <u>地域システム特論</u> 伝統芸能特論 (計10単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 課題解決にむけた具体的な企画調整力
	後学期	10月 研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 3月 課題研究Ⅰの成果発表会、研究実施計画書の修正	<u>木質構造特論</u> 日本伝統造形史特論演習 伝統芸能特論演習 ◎課題研究Ⅰ（通年） (計10単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 課題解決にむけた具体的な企画調整力 社会における先導的役割を担える実践力
2 年次	前学期	学位論文等の概要提出 4月	<u>国際文化関係特論</u> <u>グローバル文化特論</u> <u>デザインマネジメント特論演習</u> (計6単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 課題解決にむけた具体的な企画調整力
	後学期	10月 学位論文等の中間発表会 1月 学位論文等の提出 2月 学位論文等の最終発表会及び審査	◎課題研究Ⅱ（通年） (計4単位)	社会における先導的役割を担える実践力

注：下線の授業科目は、他研究科所属教員の開設科目

履修モデル5（社会人入学者）

修了後の進路	<p>地方自治体の地域振興部門の統括責任者（新たな地域文化のリーダーの能力をもった人材）</p> <p>（美術系大学出身の現職職員を想定）</p>
修得すべき能力	<p>主として ①文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 ⑤地域文化とその多様性を尊重する発想力 ⑥社会における先導的役割を担える実践力</p> <p>副として ③芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 ④課題解決にむけた具体的な企画調整力</p> <p>特に、社会人から修士課程を修了した地域振興に係る統括責任者として、伝統芸能と地域システム、さらに制作技術に裏打ちされた地域振興を統括する能力が求められる。</p>



学年	学期	研究指導プログラム	履修科目 (無印：選択, ○：選択必修, ◎：必修)	修得する能力
1 年 次	前 学 期	4月 主指導教員及び副指導教員の決定 主指導教員・小委員会による履修指導・生活指導 研究実施計画書の作成	○ <u>工芸技術特論</u> ○ <u>日本伝統造形史特論</u> ○ <u>地域システム特論</u> 伝統芸能特論 漆工芸特別演習A (計10単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 文化や価値観の違いの理解と論理的思考力 芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力
	後 学 期	10月 研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 3月 課題研究Ⅰの成果発表会、研究実施計画書の修正	日本伝統造形史特論演習 伝統芸能特論演習 木土工芸特別演習B ◎課題研究Ⅰ（通年） (計10単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 社会における先導的役割を担える実践力
2 年 次	前 学 期	4月 学位論文等の概要提出	グローバル文化特論 金属工芸特別演習A デザインマネジメント特論演習 (計6単位)	地域文化とその多様性を尊重する発想力 芸術の成果を伝統技術に立脚して具体化できる制作力 課題解決にむけた具体的な企画調整力
	後 学 期	10月 学位論文等の中間発表会 1月 学位論文等の提出 2月 学位論文等の最終発表会及び審査	◎課題研究Ⅱ（通年） (計4単位)	社会における先導的役割を担える実践力

注：下線の授業科目は、他研究科所属教員の開設科目

社会人入学者については、夜間開講、土曜日開講、休業期間集中講義等で支障のないよう対応する。

資料6 修了までのスケジュール（標準パターン）

- ・入学時に研究計画書の提出（希望研究課題、その時点での研究構想、希望する主指導教員名等を記載）
- ・芸術文化学研究科委員会で、主指導教員及び副指導教員を決定
- ・主指導教員と相談し、履修計画及び研究実施計画書を作成

年次・期		共通科目 (選択必修)	専門科目 (選択)	特別研究 (必修)	備考
1 年 次	第 I 期	● 共通科目 ・履修計画に基づき必要となる共通科目を履修	● 専門科目 ・履修計画に基づき、主指導教員の担当授業科目を中心に専門科目を履修	● 課題研究 I ・指導教員の指導のもと、課題研究テーマを設定 ・文献・作品等の調査方法、論文の執筆要領や制作工程を学習 ・研究実施計画書の作成	● 入学式、履修ガイダンス ● 履修計画に基づく履修指導
	第 II 期	● 共通科目 ・履修計画に基づき必要となる共通科目を履修	● 専門科目 ・履修計画に基づき、主指導教員の担当授業科目を中心に専門科目を履修	・研究実施計画の進捗状況に対する助言・指導 ・課題研究 I の成果発表 ・研究実施計画書の修正	
2 年 次	第 III 期		● 専門科目 ・履修計画に基づき、主指導教員の担当授業科目を中心に専門科目を履修	● 課題研究 II ・学位論文等の概要提出 ・学位論文等について助言・指導	
	第 IV 期			・学位論文等の中間発表 ・学位論文等について助言・指導 ・学位論文等の修正 ・学位論文等の提出 →	● 学位論文等申請・審査 ・論文等受理可否の判断 ・審査委員の選出 ・論文等審査 ・論文等発表会及び最終試験 ・学位授与の決定 ● 学位授与
修 了					

資料7 富山大学の研究活動における不正防止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学研究者倫理・行動規範の趣旨に則り、富山大学（以下「本学」という。）の研究者による研究活動における不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「研究者」とは、本学の職員のうち職務として研究に携わる者（過去に携わっていた者を含む。）及び専ら本学の施設・設備を使用して研究する者をいう。

2 この規則において「研究活動」とは、資金の出所にかかわらず、研究者として行う研究活動全般をいう。

3 この規則において、「研究活動における不正行為」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（報告を含む。）の際においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為に該当しない。

(1) 捏造

架空のデータ、研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん

研究資料・機器・過程を不正に変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解、若しくは適切な表示なく流用すること。

(4) その他

ア 研究費を不正に使用するなど、法令や関係規則を遵守しないこと。

イ その他本学の研究者として、研究者の倫理又は行動規範に著しく反する行為をすること。

4 この規則において「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究者及びこれ以外の者で、調査の過程において当該通報の対象となった研究に係わる研究者で不正行為に関与したと認められるものをいう。

(研究活動における不正への対応に関する本学の責任の所在)

第3条 この規則の施行及びその他研究者の責任ある研究活動における倫理観の醸成については、研究業務を担当する理事（以下「担当理事」という。）が責任を有する。

2 担当理事は、研究者の研究活動が適切に行われるために、教育・研修等による啓発を継続的に行わなければならない。

3 担当理事は、この規則に定めることのほか、必要な対応の体制を整備するとともに、研究活動における不正行為への対応方針について学内外に広く公表しなければならない。

4 本学の教員は、学生が修学の一環として行う研究活動において不正行為を行わないよう、適切に指導する責任を有する。

(窓口等)

第4条 研究活動における不正行為に関する通報（相談を含む。以下「不正行為に関する通報」という。）の窓口は、国立大学法人富山大学倫理ヘルプライン規則（以下「ヘルプライン規則」という。）第2条第2項に規定する倫理室とする。

2 不正行為に関する通報の方法は、電子メール、封書、電話、FAX、面談によるものとする。

3 不正行為に関する通報は、ヘルプライン規則第3条第3項の規定に基づき、原則として実名によらなければならない。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内

容によっては、実名による通報に準じた取扱いをすることができる。

- 4 不正行為に関する通報は、被通報者名、不正行為の態様等、当該事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的な根拠が示されていなければならない。
- 5 倫理室は、通報内容が研究活動における不正行為に該当すると判断する理事に移送するとともに学長に報告するものとする。ただし、当該事案が担当理事に係るものである場合は、学長が指名する役員へ移送するものとする。
- 6 倫理室が受け付けたことが通報者にわからない方法で通報があった場合、担当理事又は学長が指名する役員（以下「担当役員等」という。）は、匿名による通報である場合を除き、通報者に受け付けたことを通知するものとする。なお、匿名による通報において、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明したときは、速やかに通報者に受け付けたことを通知するものとする。
- 7 研究活動における不正行為が行われる恐れがある、あるいは不正行為を求められているという通報については、倫理室は、当該事案を担当役員等に移送し、担当役員等はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告を行うものとする。

（秘密保持）

第5条 倫理室は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者（相談者を含む。以下この条において同じ。）が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施あるいは担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞できないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 倫理室、担当役員等、予備調査会及び調査委員会の構成員をはじめ窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者（以下「調査関係者」という。）は、通報に係る通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。
- 3 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。

（通報者等の保護）

第6条 学長は、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し審査終了までは、解雇、配置転換、懲戒処分及び降格等を行ってはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し審査終了までは、研究活動を全面的に禁止してはならない。
また、同様に解雇、配置転換、懲戒処分及び降格等を行ってはならない。
- 3 前2項以外で通報者又は被通報者から不利益な取扱いを受けていると連絡があった場合は、ヘルプライン規則第10条第2項及び同条第3項を準用するものとする。

（予備調査）

第7条 担当役員等は、第4条第5項の規定により移送された事案が同条第3項及び第4項に規定する要件を満たしている場合は、研究活動における不正行為に該当する可能性があるか否かを内部的に調査するため、事案毎に予備調査会を設置し、速やかに予備調査を開始しなければならない。ただし、要件を満たしていない場合は、通報者が匿名である場合を除き、通報者に内容を確認のうえ予備調査を開始することができるものとする。

- 2 予備調査会は、当該案件について、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された合理的な根拠の論理性など通報内容の信憑性及び生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間（それが判然としない場合は5年間。以下同じ。）を超えるか否かな

ど調査可能性等について調査を行うものとする。

- 3 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か判断するものとする。
- 4 担当役員等は、予備調査の結果について、通報を受けた後概ね 30 日以内に学長に報告しなければならない。
- 5 予備調査会の構成は、第 9 条第 5 項第 2 号から第 6 号に該当する者のうちから担当役員等が指名した者とする。

(本調査の開始等)

第 8 条 学長は、予備調査の結果を踏まえ、通報された事案について調査を行うべきものと判断した場合は、本調査を行うことを決定し、概ね 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 学長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 学長は、本調査の開始に先立ち、調査委員の氏名及び所属について通報者及び被通報者に通知する。
- 4 通報者及び被通報者は、2 週間以内に理由を添えて調査委員に関する異議申立てをすることができるものとする。なお、異議申立てがあった場合、学長はその異議申立てについて審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 5 学長は、当該事案の研究に係る資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）がある場合、その機関に本調査を行うことを通知するものとする。
- 6 学長は、本調査を行わないことを決定した場合、理由を付して通報者に通知し、予備調査に係る資料等を保存しなければならない。この場合において、通報者又は当該事案に係る資金配分機関から請求があった場合、当該資料等を開示するものとする。

(調査委員会)

第 9 条 学長は、本調査を実施するため、事案毎に研究不正疑義調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の名称は、事案毎に調査委員会の後に括弧書きで対象となる事案の略称を付すものとする。
- 3 調査委員会の任務は、対象となる事案に関し、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 疑義に関する調査を行うこと。
 - (2) 前号の調査の結果を学長に報告すること。
 - (3) その他対象となる事案に関して必要なこと。
- 4 調査委員会は、調査を行うに当たり、公平性及び中立性を確保するとともに、迅速に行うよう努めなければならない。
- 5 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員となるべき者が自ら関係する事案については委員となることができない。
 - (1) 担当役員等
 - (2) 労務を担当する理事
 - (3) 国立大学法人富山大学教育研究評議会規則第 2 条第 3 号から第 6 号に掲げる者のうち、事案に応じて学長が指名するもの
 - (4) 事務局長
 - (5) 当該事案に係る研究分野の学外研究者
 - (6) その他事案に応じて専門的知識を有する学内・学外の者で学長が必要と認めるもの
- 6 委員の任期は、当該事案に係る第 3 項の任務が終了するまでとする。ただし、欠員が生じた場合、学長は、速やかに後任の委員を補充するものとする。

- 7 調査委員会に委員長を置き、担当役員等をもって充てる。
- 8 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。
- 9 調査委員会に副委員長を置き、委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 11 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会できない。
- 12 調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 13 調査委員会が必要と認めたときは、学協会等の研究コミュニティに第3項第1号に定める業務の全部又は一部を委託することができる。

(本調査の方法等)

第10条 本調査は、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により行うものとする。なお、本調査を行う場合は、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 被通報者が弁明を行う場合は、当該研究が合理的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づき適切な表現で書かれたものであることを、合理的な根拠を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は、前項の弁明において、被通報者が生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができないこと等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。また、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬などの不存在が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによる場合についても同様とする。
- 4 調査委員会は、再実験等により再現性を示す必要があると判断した場合、あるいは、被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合には、その者に対して必要な再実験等を行うことを要請又は認めるものとし、当該再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）については、本学として保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申出が繰り返して行われた場合、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、当該申出を認めないものとする。
- 5 調査委員会は、調査を行う過程で被通報者に係る当該研究以外の研究に関して疑義が生じた場合、調査委員会の判断によりその他の研究等も調査の対象とすることができる。
- 6 調査委員会は、必要に応じて調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全の措置をとることができる。
- 7 調査委員会は、前項の措置をとる場合、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被通報者が所属する部局の長へ通知しなければならない。
- 8 調査委員会が一時閉鎖した場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合は、必要に応じて調査委員会が指名する教員を立ち合わせることができるものとする。
- 9 学長は、資金配分機関から請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、調査が終了しない段階であっても、調査の関係資料及び中間報告等を調査委員会から報告させ、当該資金配分機関に提出するものとする。
- 10 上記に掲げるもののほか、調査委員会における調査の方法等については、調査委員会が定める。

(事実の認定)

第11条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、調査結果に基づき、不正行為の有無を認定するものとする。なお、認定に当たっては、前条第2項の被通報者が行う弁明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠とし

て不正行為と認定することはできない。

- 2 不正行為があったと認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等（共著者の論文等を含む。）及び当該研究における役割を認定するものとする。
- 3 不正行為がなかったと認定された場合で、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその認定を行うものとする。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

（調査協力義務）

第12条 調査対象となっている事案に係る研究者は、調査委員会の要請に対して、積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。

- 2 関係部局をはじめとする本学職員は、予備調査会及び調査委員会の要請に対して、積極的に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

第13条 学長は、通報者及び被通報者並びに資金配分機関がある場合にはその機関に、調査結果を通知するものとする。なお、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査において、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った前後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。

（悪意に基づく通報）

第14条 調査委員会が、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、通報者（当該通報者が本学以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。）、被通報者並びに資金配分機関がある場合はその機関に通知するものとする。
- 3 第1項及び第15条第4項による再調査の結果、悪意に基づく通報であると認定された場合は、学長は、必要に応じて、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等適正な措置をとるものとする。

（不服申立て）

第15条 第11条及び前2条の規定により不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された者は、その認定に関して、理由を添えて、学長に不服申立てをすることができる。

- 2 不服申立てを行う場合は、前2条に規定する調査の結果の通知を受け取った日（被通報者の所在が不明な場合など当該通知を直接被通報者に渡すことができない場合は、内容証明付きの郵便を発送した日の翌々日）を起点として14日以内に行わなければならない。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合は、学長の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。
- 4 不正行為があったと認定された者による不服申立てについて、調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査について速やかに決定し学長に報告しなければならない。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合で、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断したときは、学長は以後の不服申立てを受理しないことができる。
- 5 調査委員会が再調査を行う場合は、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を要請する等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めることとする。ただし、被通報者の協力が得られない場合は、再調査を中止すると同時に、審査を打ち切ることができるものとし、直ちに学長に報告しなければならない。

- 6 学長は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に通知する。また、不服申立ての却下、再調査開始の決定及び前項の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が第4項の規定に基づく再調査を開始した場合は、概ね50日以内にその結果を学長に報告し、学長は当該結果を被通報者及び通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に通知する。
- 8 学長は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、被通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に通知する。
- 9 調査委員会は、前項の不服申立てについて概ね30日以内に再調査を行い、その結果を学長に報告するものとする。学長は、この審査結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関がある場合はその機関に通知する。

(調査結果等の公表)

第16条 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合、速やかに調査結果を公表しなければならない。なお、公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等が含まれるものとする。

- 2 学長は、調査委員会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査結果を公表する。なお、調査結果を公表する場合、その内容には、不正行為がなかったこと(論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む)、被通報者の氏名・所属、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等を含むものとする。また、悪意に基づく通報と認定された場合は、必要に応じて通報者の氏名・所属を併せて公表するものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(調査の結果を受けた処理)

第17条 学長は、本調査の結果を踏まえて、必要に応じて、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく通報と認定された通報者に対して、国立大学法人富山大学職員就業規則第38条及び国立大学法人富山大学職員懲戒規則に基づく懲戒の審査を行うとともに、特に必要と認める場合は刑事告発等の処置を行わなければならない。

- 2 学長は、不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく通報と認定された通報者が本学の学生である場合には、国立大学法人富山大学学則第77条に基づき、懲戒を行うことができる。
- 3 学長は、不正行為を行ったと認定された者に対し、不正行為があったと認定された論文等の取り下げを勧告しなければならない。

(研究費の執行等)

第18条 学長は、本調査を行うことを決定した場合、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された研究に係る研究費(当該研究に係るあらゆる資金。以下同じ。)の支出の停止等適切な措置をとることができる。

- 2 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の主たる著者の当該研究に係る研究費の支出を直ちに中止する措置をとらなければならない。
- 3 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除する。

(他機関等との関係)

第 19 条 通報内容において、調査対象として本学の研究者が該当しないときは、該当する研究機関等に当該通報を回付する。

2 本学以外の他の機関等から、本学の研究者が対象となる研究活動における不正行為に該当する事案が回付された場合には、第 4 条に規定する倫理室に通報があったものとして取り扱うこととする。報道等により不正行為が指摘された場合においても、同様とする。

3 調査の対象が他の機関の研究者にも関係する場合等、調査を行うに当たり他の機関との連携が必要な場合には、調査委員会は、当該他の機関に必要な協力要請を行うなど、調査が円滑に行われるようにしなければならない。

4 本学以外の他の機関から、研究活動における不正行為に該当する事案について協力を要請された場合は、本学として誠実に協力するものとする。

(事務)

第 20 条 この規則に関する事務は、研究振興部研究振興グループが行う。

附 則

この規則は、平成 18 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 11 月 15 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料8 富山大学高岡キャンパスの見取り図

添付略

資料9 芸術文化学部における就職支援事業の実績（平成21年度）

【キャリアアップ就職講座】

回数	開催年月日	開催時間	テ ー マ	講師等役職及び氏名	参加者	対象学年
1	21. 5. 20(水)	13:00～14:30	「放送局の仕事」	KNB北日本放送 編成業務部 坂田 奈津美氏	11	芸文学生
2	21. 6. 10(水)	13:00～14:30	「オンリーワンの家づくり」	正栄産業株式会社 代表取締役社長 森藤 正浩氏	60	芸文学生
3	21. 7. 1(水)	13:00～14:30	「家具業界の仕事と現状」	飛騨産業株式会社西日本営業部 熊谷 弘毅氏	36	芸文学生
4	21. 11. 4(水)	13:00～14:30	「私の就職活動体験談」	高岡市開町400年記念事業推進室 主事 水科 梓氏	3	芸文学生
5	21. 12. 16(水)	13:00～14:30	「地方(富山)のアニメ制作会社の活動と今後のアニメ業界の展望」	株式会社ピーエーワークス 専務取締役 菊池 宣広	44	芸文学生

【コース別セミナー】

回数	開催年月日	開催時間	テ ー マ	講師等役職及び氏名	参加者	対象学年
1	21. 6. 10(水)	15:00～17:00	建築・建設関連就職説明会	総合資格学院		3年生
2	21. 6. 10(水)	17:00～18:00	就職・進学体験談発表会	造形建築科学コース4年生		2・3年生

【就職ガイダンス】

回数	開催年月日	開催時間	内 容	講師等役職及び氏名	参加者	対象学年
1	21. 4. 9(水)	15:40～16:30	進路説明会	就職進路委員会委員長		3年生全員
2	21. 5. 13(水)	13:00～14:30	自分らしく進むための失敗しない進路選び	生協協同組合連合会 キャリアコンサルタント松田高広氏	34	3年生
3	21. 7. 8(水)	13:00～14:30	就職活動の進め方	株式会社リクルート キャリアカウンセラー 相田一成氏	54	3年生
4	21. 7. 8(水)	15:00～16:30	ビジネスマナー① 「第一印象とリクルートファッション」	インテリジェントジャパン 代表 里美 安那氏	32	3年生
5	21. 7. 15(水)	13:00～14:30	採用筆記試験対策	株式会社ジェイ・ブロード 吉原 貴子氏	55	3年生
6	21. 7. 22(水)	13:00～14:30	自己分析の進め方 ～遠回りしない、就活に直結する自己分析～	生活協同組合連合会 キャリアコンサルタント松田高広氏	48	3年生
7	21. 10. 7(水)	13:00～13:30	就職進路説明会	就職進路委員会委員長	90	3年生
8	21. 10. 7(水)	13:30～15:00	ビジネスマナー② 「マナーと笑顔、立ち振る舞い」	インテリジェントジャパン 代表 里美 安那氏	90	3年生
9	21. 10. 14(水)	13:00～14:30	就職活動の現状とリクナビの利用方法	株式会社リクルート キャリアカウンセラー山田 英子氏	49	3年生
10	21. 10. 14(水)	15:00～16:30	エントリーの仕方とエントリーシートの書き方1	株式会社アイバック 営業企画部 中田 祥博氏	53	3年生
11	21. 10. 21(水)	13:00～14:30	地方の就職情報収集のポイント	株式会社アイバック 営業企画部 中田 祥博氏	40	3年生
12	21. 10. 28(水)	13:00～14:30	企業訪問、面接の基本マナーと面接のポイント	株式会社アイバック 営業企画部 中田 祥博氏	38	3年生
13	21. 11. 11(水)	13:00～14:30	SPI基礎能力測定	株式会社ジェイ・ブロード	13	3年生
14	21. 11. 11(水)	15:00～16:30	就職活動のためのセンスアップのポイント	カネボウ化粧品	24	3年生
15	21. 11. 18(水)	13:00～14:30	ビジネスマナー③ 「面接突破のための話し方・聞き方」	インテリジェントジャパン 代表 里美 安那氏	35	3年生
16	21. 12. 2(水)	13:00～14:30	就職活動体験発表会	就職進路委員会委員長	24	3年生
17	21. 12. 9(水)	13:00～14:30	ビジネスマナー④ 「自分らしい書類の書き方&面接の臨み方」	インテリジェントジャパン 代表 里美 安那氏	40	3年生
18	22. 1. 6(水)	13:00～14:30	エントリーシートの書き方2	株式会社アイバック 営業企画部 中田 祥博氏	29	3年生
19	22. 1. 13(水)	13:00～14:30	ビジネスマナー⑤ 「内定力総合診断」	インテリジェントジャパン 代表 里美 安那氏	25	3年生
20	22. 1. 20(水)	13:00～14:30	企業合同説明会	就職進路委員会	39	3年生

[4年生向け臨時就職ガイダンス]

回数	開催年月日	開催時間	内 容	講師等役職及び氏名	参加者	対象学年
1	21. 5. 27(水)	13:00～14:30	求人状況・就職活動状況について 就職活動相談[面接・エントリーシート]	就職進路委員会委員	14	4年生
2	21. 6. 18(水)	13:30～14:30	就職活動なんでも相談	就職進路委員会委員	10	4年生
3	21. 7. 30(水)	13:00～14:30	7月からの積極活動・内定獲得に向けて	株式会社アイバック 営業企画部 中田 祥博氏	7	4年生

[インターンシップ]

回数	開催年月日	開催時間	テ ー マ	講師等役職及び氏名	参加者	対象学年
1	21. 4. 22(水)	13:00～14:30	インターンシップ説明会・報告会	インターンシップ支援室	80	芸文学生
2	21. 5. 15(金)	12:20～13:00	インターンシップ申込説明会	インターンシップ支援室	67	芸文学生
3	21. 6. 9(火) 21. 6. 10(水)		インターンシップ面接指導	インターンシップ支援室 就職進路委員会	31	芸文学生
4	21. 6. 17(水)	13:00～14:30	インターンシップビデオ講習	就職進路委員会	31	芸文学生
5	21. 6. 24(水)	13:00～14:30	インターンシップマナー講習	就職進路委員会 講師 長谷川綾子	31	芸文学生

[教職セミナー] (遠隔授業)

回数	開催年月日	開催時間	テ ー マ	主催	参加者	対象学年
1	21. 4. 22(水)	14:30～16:00	先生になろう～子供の元気が未来を創る～	人間発達科学研究実践総合センター	15	3・4年生
2	21. 5. 13(水)	13:45～15:15	美術教師について	月岡中学校教諭 佐渡 ありさ氏	8	3・4年生
3	21. 5. 20(水)	13:30～15:15	教職を目指す学生の皆さんへ 教員採用選考検査願書の添削、個人面接	教職等専門委員会	5	3・4年生
4	21. 5. 27(水)	13:30～15:15	教職を目指す学生の皆さんへ 教員採用選考検査願書の添削、個人面接、集団面接	教職等専門委員会	5	3・4年生
5	21. 7. 1(水)	13:30～15:30	教職を目指す学生の皆さんへ 個人面接、集団面接	教職等専門委員会	5	3・4年生
6	21. 7. 8(水)	14:30～16:30	教職を目指す学生の皆さんへ 模擬授業	教職等専門委員会	5	3・4年生

前学期時間割(案)

大学院芸術文化研究科芸術文化専攻

時限	1時限(08:45～10:15)			2時限(10:30～12:00)		3時限(13:00～14:30)		4時限(14:45～16:15)		5時限(16:30～18:00)	
曜日	学年	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員
月	1	造形表現特論 (E-155)	安達・後藤 中村・斎藤	人間学特論(1) (E-155)	(人文:松崎)	平面表現特別演習A (B-114)	安達	地域システム特論 (E-155)	(地域連携:金岡)		
	2	平面表現特別演習D (B-114)	高島	平面表現特別演習C (B-114)	安達	木質構造特論演習 (E-155)	秦				
火	1	立体表現特別演習A (B-115)	後藤・斎藤	工芸技術特論 (E-155)	林・小松	建築設計特論演習A (E-255)	貴志・丸谷	日本伝統造形史特論 (E-155)	大熊	木材工芸特別演習A (E-155)	丸谷・渡邊(雅)
	2	像情報処理特論 (E-155)	辻合			デザインマネジメント特論演習 (C-222)	松原	木材工芸特別演習C (D-148)	小松	立体表現特別演習C (B-115)	後藤
水	1	デザイン学特論 (E-155)	武山	グローバル文化特論 (E-155)	(経済:佐伯(小倉))			課題研究 I		課題研究 I	
	2			デザイン特別演習C (C-222)	前田・沖			課題研究 II		課題研究 II	
木	1	建築設計特論 (E-155)	貴志・丸谷	国際文化関係特論 (E-155)	(人間発達:佐藤)	金属工芸特別演習A (D-142)	中村・清水	漆工芸特別演習A (D-132)	林	伝統芸能特論 (E-155)	島添
	2			漆工芸特別演習D (D-131)	高橋	漆工芸特別演習C (D-131)	斎藤	金属工芸特別演習C (D-142)	清水		
金	1	デザイン特別演習A (C-222)	武山・沖	芸術文化学特論 (E-155)	松政	美学特論演習 I (E-155)	伊東(多)	課題研究 I		課題研究 I	
	2	建築設計特論演習C (E-255)	貴志・横山					課題研究 II		課題研究 II	

注:科目名の後の()内は、教室番号を示す。

後学期時間割(案)

大学院芸術文化科学研究科芸術文化学専攻

時限	1時限(08:45~10:15)			2時限(10:30~12:00)			3時限(13:00~14:30)			4時限(14:45~16:15)			5時限(16:30~18:00)		
曜日	学年	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員	科目名	教員		
月	1	美学特論演習Ⅱ (E-155)	伊東(多)	立体表現特別演習B (B-112)	齊藤	日本伝統造形史特論演習 (E-155)	大熊	金属工芸特別演習B (D-142)	中村	木材工芸特別演習B (D-148)	小松				
	2														
火	1			国際文化関係特論演習 (E-155)	(人間発達:佐藤)	グローバル文化特論演習 (E-155)	(経済:佐伯(小倉))	漆工芸特別演習B (D-132)	林	伝統芸能特論演習 (E-155)	島添				
	2														
水	1	デジタルアート特論演習 (C-222)	西島・米川	デザイン特別演習B (D-137)	長山・矢口			課題研究Ⅰ		課題研究Ⅰ					
	2							課題研究Ⅱ		課題研究Ⅱ					
木	1	平面表現特別演習B (B-114)	高島	建築設計特論演習B (E-255)	貴志・丸谷	立体表現特別演習D (D-142)	中村	木質構造特論 (E-155)	秦						
	2														
金	1	都市・建築学特論演習 (E-155)	松政					課題研究Ⅰ		課題研究Ⅰ					
	2							課題研究Ⅱ		課題研究Ⅱ					

注:科目名の後の()内は、教室番号を示す。